

広島県政務調査費の交付に関する条例及び広島県議会個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第三十七号

広島県政務調査費の交付に関する条例及び広島県議会個人情報保護条例の一

部を改正する条例

(広島県政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第一条 広島県政務調査費の交付に関する条例(平成十三年広島県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百条第十三項及び第十四項」を「第百条第十四項及び第十五項」に改める。

(広島県議会個人情報保護条例の一部改正)

第二条 広島県議会個人情報保護条例(平成十七年広島県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項第一号中「報酬」を「議員報酬又は報酬」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。